

【酪農家の皆様へ】 生乳取引の契約を守りましょう。

酪農家と事業者との生乳販売契約は、商取引の基本となるものであり、双方がその契約を守る義務を負います。



ポイント

- ★ 平成30年4月から、指定団体以外の事業者を通じた取引や、直接乳業に販売する取引にも加工原料乳生産者補給金が交付されるようになりました。
- ★ 生乳は毎日生産されるものであり、安定的に牛乳・乳製品を消費者に供給するためには、**年間を通じた契約に基づいて取引することが重要**です。
- ★ 生乳の販売先（事業者）との契約は、**両者の合意に基づき成立する**ものであり、**締結後は、契約当事者双方に守る義務が生じます**。
- ★ 契約期間途中での違反・不履行は、契約に基づく違約金が発生する等、**自らの不利益となる可能性があります**。

契約書の記載例

（契約の期間）

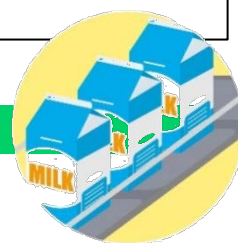
契約の有効期間は、平成〇〇年4月1日から平成〇〇年3月31日までの1年間（以下、「年度」とする。）とする。契約期間中は甲乙双方において契約内容を履行しなければならない。

（損害賠償）

故意又は過失によりこの契約に違反して相手方に損害を与えた者は、損害賠償の責任を有するものとする。

お願い

契約のルールを守って、
良質な牛乳・乳製品を消費者の元へ届けましょう。



お問い合わせ先

- ・ 農林水産省生産局畜産部牛乳乳製品課
- ・ 〇〇〇〇

☎ 03-3502-5988